

第46回

定時株主総会 招集ご通知

株式会社 湖池屋

証券コード：2226



開催日時

2022年6月21日(火曜日)

午前10時(受付開始：午前9時)



開催場所

ホテルメトロポリタン4階
「桜」

- 本招集ご通知に配当金のお支払いに関する書類を同封しております。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送、またはインターネットでの議決権行使をご検討ください。
- 本株主総会ではお土産のご用意はございませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

CONTENTS

株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	
第1号議案 定款一部変更の件	6
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 5名選任の件	8
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件	12
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 (添付書類)	14
事業報告	15
連結計算書類	31
計算書類	33
監査報告	35



代表取締役会長

小池 孝

代表取締役社長

浅野 章

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

2022年3月期は、長引く新型コロナウイルス感染症の流行に加え、原材料費・物流費等のコスト増加の影響を受けた9ヶ月となりましたが、当社では高付加価値戦略の展開、主力商品の値上げの実施により、外部環境の変化に柔軟に対応して参りました。海外事業においては、各国の取り組みが実を結び、黒字化に成功しております。

加えて、社会課題の解決を成長機会と捉え、SDGsに力を入れて取り組んでおります。お陰様で、企業ブランドは着実に向上し、菓子業界の中でもトップクラスの評価をいただくことができました。今後も新しい価値を生み出すべく挑戦を続けて参ります。

株主の皆様には引き続き、変わらぬ格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



株 主 各 位

東京都板橋区成増五丁目9番7号

株式会社 **湖池屋**

代表取締役会長 小池 孝

第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
さて、当社第46回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。
株主様におかれましては、書面または電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使いただくことができませんので、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場をお控えいただき、「議決権行使についてのご案内」（4～5ページ）のとおり、後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- 1. 日 時** 2022年6月21日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
（開催日が前回定時株主総会開催日（2021年9月28日）に相当する日と離れているのは、第46期より当社の事業年度の末日を毎年3月31日に変更したためであります。）
- 2. 場 所** 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号 ホテル メトロポリタン 4階「桜」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。前回とは会場が異なりますので、お気をつけください。）
- 3. 目的事項**
- 報告事項**
- 第46期（2021年7月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第46期（2021年7月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案** 定款一部変更の件
- 第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第3号議案** 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

-
- ◎ 新型コロナウイルス感染拡大により、株主総会の運営・会場に変更が生じる場合は、当社ウェブサイト（<https://koike-ya.com/ir/>）に掲載いたしますので、事前にご確認いただきますようお願い申しあげます。
 - ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、本「第46回定時株主総会招集ご通知」を株主総会当日、ご持参くださいますようお願い申しあげます。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://koike-ya.com/ir/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

- 事業報告の「当社グループの現況に関する事項」のうち「財産及び損益の状況の推移」、「業務の適正を確保するための体制」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://koike-ya.com/ir/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。監査等委員会及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類並びに監査等委員会が監査した事業報告は、本招集ご通知に記載の各書類と当社ウェブサイトに掲載の上記各書類とで構成されております。
- 本定時株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本定時株主総会終了後、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場をお控えいただき、後記の株主総会参考書類（6～14ページ）をご検討のうえ、書面（郵送）またはインターネットにより事前に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

書面（郵送）またはインターネットにより議決権をご行使される場合



書面（郵送）により
議決権をご行使される場合

行使
期限

2022年6月20日（月曜日）
午後5時10分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。郵送の際は、同封の記載面保護シールをご利用ください。各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。



インターネットにより
議決権をご行使される場合

行使
期限

2022年6月20日（月曜日）
午後5時10分まで

次頁の「インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点」をご参照のうえ、行使期限までに賛否をご入力いただき、ご送信ください。

株主総会にご出席される場合



開催
日時

2022年6月21日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催
場所

東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテル メトロポリタン 4階「桜」

■ インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点

1. 「スマート行使」(スマートフォン用議決権行使ウェブサイト)による方法

同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォン等にてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。

なお、議決権行使コード・パスワードのご入力は不要です。

「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

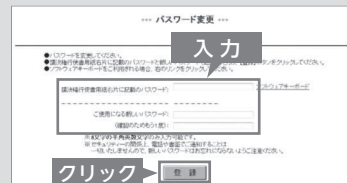
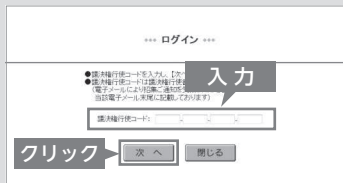
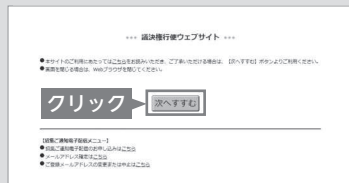


2. 議決権行使コード・パスワード入力による方法 <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

「議決権行使ウェブサイト」(上記URL)にアクセスいただくか右にあるQRコードをお読みとりいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインのうえ、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。

なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

(注)「QRコード」は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。QRコードを読み取れるアプリケーション(または機能)の導入が必要です。



- パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。今回の総会のみ有効です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- パスワードは、一定回数以上連続して間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。

以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

！ ご注意

- 「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正したい場合は、お手数ですが上記2.に記載の方法でご修正いただけますようお願い申し上げます。
- 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- インターネット接続・利用に係る費用は株主様のご負担となります。
- インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行証券代行部(以下)までお問い合わせください。

▶ 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

☎ **0120-768-524** (年末年始 9:00~21:00)
を除く

▶ 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

☎ **0120-288-324** (平日 9:00~17:00)

以上

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が、2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、以下のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を表示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネット</u>を利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>附則</p> <p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>附則</p> <p>第2条 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずる。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）が任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、指摘すべき点はない旨の意見でございました。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当
1	再任 小池 孝	代表取締役会長
2	再任 佐藤 章	代表取締役社長
3	再任 濱田 豊志	取締役、営業本部長
4	再任 藤巻 修道	取締役、経営管理本部長、 海外事業本部長、経営戦略部長
5	再任 浅井 雅司	取締役

1

こいけ
小池たかし
孝

(1956年8月6日生)

■ 略歴、当社における地位、担当

1980年 10月	(株)湖池屋入社	2016年 9月	当社代表取締役会長 (現任)
1981年 7月	同社取締役	2017年 6月	日清シスコ(株)非常勤取締役 (現任)
1986年 7月	同社専務取締役	2018年 4月	台湾湖池屋股份有限公司董事長
1991年 7月	同社取締役副社長		
1995年 3月	同社代表取締役社長		
11月	当社代表取締役社長		
	(有)アシスト取締役社長		
2002年 6月	フレンテ(株)代表取締役社長		
2005年 4月	(株)湖池屋代表取締役会長		
	(株)アシスト代表取締役会長		

■ 重要な兼職の状況

日清シスコ(株)非常勤取締役

■ 所有する当社株式の数

372,735株

■ 取締役候補者とした理由

小池孝氏は、当社の代表取締役を長年務め、当社の事業全般や業界に精通しているとともに、豊富な経験と高度な経営に関する知見を有しております。また、当社の代表取締役として、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしてきた実績から、引き続き当社取締役候補者としていたしました。

2

さとう
佐藤あきら
章

(1959年6月27日生)

■ 略歴、当社における地位、担当

1982年 4月	麒麟ビール(株)入社	2016年 5月	当社執行役員マーケティング担当
1990年 3月	同社ビール事業本部商品企画部主任		日清食品ホールディングス(株)執行役員
1997年 6月	麒麟ビバレッジ(株)商品企画部長代理	7月	(株)湖池屋取締役副社長
2008年 3月	麒麟ビール(株)営業本部マーケティング部長	9月	当社代表取締役社長 (現任)
2011年 3月	同社九州統括本部長	2021年 4月	日清食品ホールディングス(株)常務執行役員
2012年 1月	麒麟ビールマーケティング(株)執行役員九州統括本部長		(現任)
2014年 3月	麒麟ビバレッジ(株)代表取締役社長		
2015年 3月	麒麟(株)取締役常務執行役員		

■ 重要な兼職の状況

日清食品ホールディングス(株)常務執行役員

■ 所有する当社株式の数

一株

■ 取締役候補者とした理由

佐藤章氏は、他の食品会社における会社経営の経験のほか、経営戦略、マーケティングの立案・遂行に関する多くの経験と高い知見を有しております。また、2016年9月から当社の代表取締役社長を務め、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしてきた実績から、引き続き当社取締役候補者としていたしました。

3 はまだ とよし 濱田 豊志 (1969年10月24日生)

略歴、当社における地位、担当

1997年 6月 ㈱湖池屋入社
 2002年 3月 同社大量販課マネージャー
 2007年 1月 同社営業本部統括部長
 2015年 7月 同社営業本部副本部長
 2016年 1月 同社執行役員
 10月 当社執行役員
 当社営業本部長（現任）
 2019年 9月 当社取締役（現任）

所有する当社株式の数

1,600株

取締役候補者とした理由

濱田豊志氏は、当社の営業部門を歴任し、当社の事業全般や業界に精通しているとともに、豊富な経験と知見を有しております。また、2019年9月から当社の取締役営業本部長として、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしてきた実績から、引き続き当社取締役候補者としたしました。

4 ふじまき なおみち 藤巻 修道 (1976年10月7日生)

略歴、当社における地位、担当

2001年 6月 アクセンチュア㈱入社
 2006年 9月 同社戦略グループマネージャー
 2009年 1月 エムスリー㈱入社
 2011年 4月 ㈱TASAKI入社
 同社経営戦略部シニアマネージャー
 2013年 5月 同社管理本部アソシエイトディレクター
 2014年12月 日清食品ホールディングス㈱入社
 同社経営企画部マネージャー

2016年10月 当社出向
 当社経営戦略部長（現任）
 2019年 7月 当社執行役員
 当社経営管理本部長（現任）
 当社海外事業本部長（現任）
 9月 当社取締役（現任）

所有する当社株式の数

一株

取締役候補者とした理由

藤巻修道氏は、他社において経営企画部門や経営管理部門を歴任し、経営企画、管理の立案・遂行に関する多くの経験と知見を有しております。また、2019年9月から当社の取締役として経営管理本部長や海外事業本部長を務め、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしてきた実績から、引き続き当社取締役候補者としたしました。

5

あ さい ま さ し
浅井 雅司

(1965年5月14日生)

■ 略歴、当社における地位、担当

- 1991年 4月 日清食品(株)入社
- 2016年 3月 同社営業本部中国支店長
- 2019年 3月 同社営業本部大阪営業部長
- 2020年 3月 同社営業副本部長西日本統括
- 2021年 4月 日清シスコ(株)代表取締役社長（現任）
9月 当社取締役（現任）
- 2022年 4月 日清食品ホールディングス(株)執行役員（現任）

■ 重要な兼職の状況

- 日清食品ホールディングス(株)執行役員
- 日清シスコ(株)代表取締役社長

■ 所有する当社株式の数

- 一株

■ 取締役候補者とした理由

浅井雅司氏は、日清食品株式会社において営業部門を歴任し、また、2021年4月から日清シスコ株式会社の代表取締役社長を務めるなど、営業戦略の立案・遂行に関する多くの経験と高い知見を有しております。また、2021年9月から当社取締役として、その職務を適正に遂行してきた実績から、引き続き当社取締役候補者といいたしました。

- (注) 1. 小池孝氏は、現在当社の親会社である日清食品ホールディングス株式会社の子会社等である日清シスコ株式会社の非常勤取締役を兼務しており、また、過去10年間に於いて当社の子会社等である台湾湖池屋股份有限公司の董事長を務めておりました。佐藤章氏は、現在当社の親会社である日清食品ホールディングス株式会社の常務執行役員を兼務しており、また、過去10年間に於いて同社の執行役員を務めておりました。浅井雅司氏は、現在当社の親会社である日清食品ホールディングス株式会社の執行役員及び同社の子会社等である日清シスコ株式会社の代表取締役社長を兼務しており、また、同氏は、過去10年間に於いて日清食品ホールディングス株式会社の子会社等である日清食品株式会社の従業員として、営業副本部長西日本統括等を務めておりました。日清食品ホールディングス株式会社は当社の事業と同一の事業に属する菓子事業を行っており、また、同社と当社とは、原材料の調達に係る取引等を行っております。日清シスコ株式会社は当社の事業と同一の事業に属する菓子事業を行っており、また、同社と当社とは、同社の事務所設備の使用に係る取引等を行っております。
2. 藤巻修道氏は、過去10年間に於いて当社の親会社である日清食品ホールディングス株式会社の従業員として、経営企画部マネジャー等を務めておりました。
3. 小池孝氏、佐藤章氏及び浅井雅司氏以外の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 当社は浅井雅司氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同様の契約を更新する予定であります。
5. 当社は、2022年1月1日付けで、取締役、執行役員全員及び管理職従業員等を被保険者として、いわゆるラン・オフ特約（同日以降に不当な行為がなされた場合の損害賠償請求に対しては、保険金が支払われない旨の特約）の付された会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。なお、同日以降の不当な行為に基づく損害賠償請求に関しては、当社は、当社の親会社である日清食品ホールディングス株式会社が締結する役員等賠償責任保険契約の記名子会社であり、当社の取締役、執行役員全員及び管理職従業員等は当該保険契約の被保険者に含まれておりません。そのため、本議案が原案のとおり承認され、取締役に就任した場合は、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。上記いずれの保険契約においても、被保険者がその職務の遂行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補することとされています。但し、法令違反のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役近藤雄一氏が任期満了となりますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

せんざき しげこ
千崎 滋子 (1957年8月4日生) ※

■ 略歴、当社における地位、担当

1980年 4月	オリент・リース(株) (現オリックス(株)) 入社	2013年 8月	千崎滋子公認会計士事務所代表 (復職・現任)
1986年 2月	アンダーソン・毛利・ラビノウィッツ法律事務所 (現アンダーソン・毛利・友常法律事務所) 入所	2019年 6月	東邦チタニウム(株)社外監査役
1990年10月	監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 入所	2020年 6月	同社監査等委員である社外取締役 (現任)
1994年 3月	公認会計士登録 (現任)	■ 重要な兼職の状況	
1997年 8月	千崎滋子公認会計士事務所代表	千崎滋子公認会計士事務所代表	
2009年 8月	日本公認会計士協会業務本部主任研究員	東邦チタニウム(株)監査等委員である社外取締役	
2010年 8月	同協会自主規制・業務本部	■ 所有する当社株式の数	
		-株	

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

千崎滋子氏は、公認会計士として、会計監査、内部統制及び社内管理体制の構築等の業務に携わった経験と知識を有しており、これらの経験と知識や女性取締役としての多様な視点を当社の監査等委員である社外取締役として活かしていただくことを期待したため、当社の監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。また、同氏は、社外役員となること以外に会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由並びに他社での監査役及び監査等委員である取締役としての実績から、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
- 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 千崎滋子氏は、社外取締役候補者であります。
 - 千崎滋子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外取締役に就任した場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 - 千崎滋子氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。
 - 当社は、当社の親会社である日清食品ホールディングス株式会社が締結する役員等賠償責任保険契約の記名子会社であり、当社の取締役、執行役員全員及び管理職従業員等は当該保険契約の被保険者に含まれております。そのため、本議案が原案のとおり承認され、監査等委員である取締役に就任した場合は、千崎滋子氏は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約においては、被保険者がその職務の遂行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずる損害について填補することとされています。但し、法令違反のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

【参考】選任後の当社取締役会の構成及びスキル・マトリックス

第2号議案及び第3号議案が承認可決された場合、当社取締役会は、社内取締役5名、社外取締役3名（うち女性1名）で構成される体制となり、社外取締役の取締役会に占める割合は、37.5%となります。当社は、取締役会について、全体のバランスと多様性を確保し、当社経営について妥当な結論を導き出すに至る充実した議論を行うのに、十分かつ適切な人数等で構成することを基本的な考え方としております。以上の基本的な考え方に基づき、重要な経営課題に対して、その解決に向けて各取締役が専門性を発揮すべき分野を区分し、取締役候補者が保有する多様なスキルを以下のとおり開示いたします。なお、各取締役候補者の有するスキルを最大限活用すべく、特に期待する役割を示しており、各取締役候補者の有するすべてのスキルを表すものではありません。

取締役	企業経営	ブランド戦略	営業	法務、内部統制	財務、会計	グローバル	構造改革 (人材育成、ダイバーシティ、IT)	製造、品質管理	サステナビリティ
小池 孝	●	●			●	●		●	
佐藤 章	●	●	●	●			●	●	●
濱田 豊志			●				●		
藤巻 修道				●	●	●	●		
浅井 雅司			●				●		
松尾 隆 監査等委員 (社外)	●			●	●		●		
上平 徹 監査等委員 (社外)				●	●				●
千崎 滋子 監査等委員 (社外)				●	●		●		●

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

か み お か ず お
神尾 和男 (1951年11月28日生)

■ 略歴、当社における地位、担当

1974年 4月	(株)富士銀行（現(株)みずほ銀行）入行	2015年 9月	当社監査等委員である取締役
2002年 4月	(株)みずほコーポレート銀行（現(株)みずほ銀行）決済業務部長		
2003年 5月	(株)みずほ銀行チャンネル営業推進部付審議役 みずほマーケティングエキスパート(株)出向		
6月	同社専務取締役		
2009年 4月	独立行政法人建築研究所監事		
2013年 9月	当社常勤監査役		

■ 所有する当社株式の数

一株

■ 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

神尾和男氏は、長年金融業界において培われた知識並びに当社での監査役及び監査等委員である取締役としての豊富な経験を有しており、これらを監査等委員である取締役に就任された場合に活かしていただくことを期待したため、当社の補欠の監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 神尾和男氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
 - 神尾和男氏は、東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たしております。
 - 神尾和男氏は、過去に当社の監査役及び監査等委員でありました。
 - 神尾和男氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。
 - 当社は、2022年1月1日付けで、取締役、執行役員全員及び管理職従業員等を被保険者として、いわゆるラン・オフ特約（同日以降に不当な行為がなされた場合の損害賠償請求に対しては、保険金が支払われない旨の特約）の付された会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。なお、同日以降の不当な行為に基づく損害賠償請求に関しては、当社は、当社の親会社である日清食品ホールディングス株式会社が締結する役員等賠償責任保険契約の記名子会社であり、当社の取締役、執行役員全員及び管理職従業員等は当該保険契約の被保険者に含まれているため、神尾和男氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、同氏は当該保険契約の被保険者となります。上記いずれの保険契約においても、被保険者がその職務の遂行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補することとされています。但し、法令違反のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

以上

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社は、スナック菓子、タブレット等の製造販売を主たる事業としております。また、当社は以下の子会社3社及び関連会社1社を統括しております。

台湾湖池屋股份有限公司・・・台湾でのスナック菓子の販売及び輸出事業

Koikeya Vietnam Co.,Ltd.・・・ベトナムでのスナック菓子の製造販売及び輸出事業

KOIKEYA (THAILAND) CO.,LTD.・・・タイでのスナック菓子の販売事業

日清湖池屋(中国・香港)有限公司・・・香港でのスナック菓子の販売事業

主な製品は、以下のとおりであります。

ポテトスナック	コイケヤポテトチップス KOIKEYA Theシリーズ 湖池屋プライドポテト じゃがいも心地 湖池屋STRONG カラムーチョ すっぱムーチョ	1962年発売のロングセラーポテトスナック 2021年発売のおつまみポテトスナック 2017年発売のプレミアムポテトスナック 2018年発売の厚切りポテトスナック 2018年発売の濃厚ポテトスナック 1984年発売のロングセラー辛味系ポテトスナック 1993年発売の酸味系ポテトスナック
コーンスナック	スコーン ドンタコス ポリンキー	1987年発売のコーンクランチスナック 1994年発売のコーントルティアチップス 1990年発売の網目模様のコーンスナック
タブレット	Pinky FRESH	2020年発売の乳酸菌L S 1配合の機能性タブレット

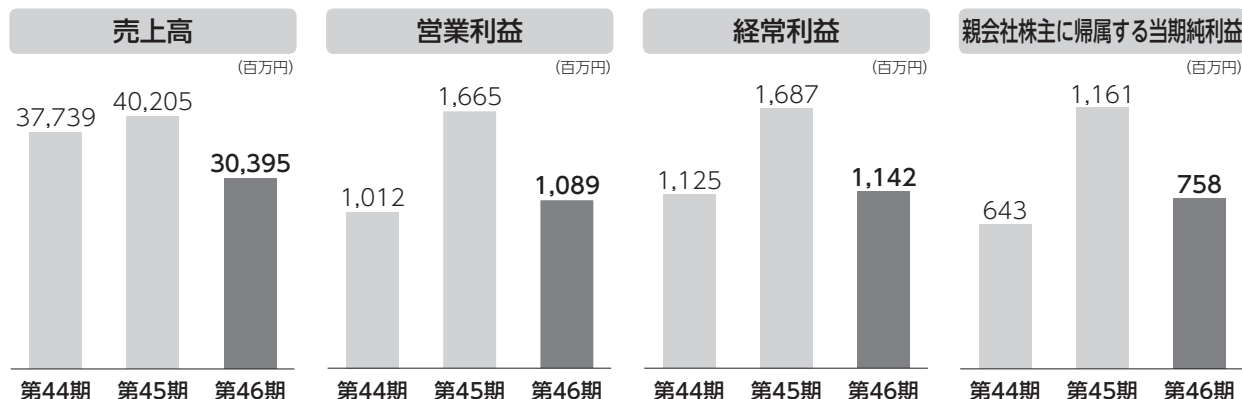
(2) 事業の経過及び成果

当社は、2021年9月28日開催の第45回定時株主総会の決議により、事業年度の末日を従来の6月30日から3月31日に変更いたしました。

これにより、当第46期事業年度が2021年7月1日から2022年3月31日までの9ヶ月となったため、当連結会計年度の事業報告においては業績に関する前期比増減の記載を省略しておりますのでご了承くださいようお願い申し上げます。

当連結会計年度は、国内においては新型コロナウイルス感染症の流行継続に伴う巣ごもり需要などの影響もあり、高付加価値商品を中心に売上が好調に推移しました。北海道で発生した干ばつの影響等による馬鈴薯不足のため、やむを得ず販促を抑制せざるを得ない状況もありましたが、傾斜的な広告宣伝投資などを通じ、戦略商品の販売構成を高めてまいりました。他方、利益面においては、新工場設立に伴う減価償却費及び労務費増加等のコスト増加要因に加え、世界的な物価上昇の影響を受け、パーム油をはじめとした原材料価格が高騰し減益となりました。海外においても、特にベトナムやタイにおいて新型コロナウイルスにともなう社会規制の影響により厳しい市場・経営環境となりましたが、一昨年馬鈴薯不足が解消した台湾をはじめ、各国で収益を改善し海外事業全体で黒字転換いたしました。業績は次のとおりです。

連結業績の推移



売上高は、30,395百万円となりました。利益につきましては、営業利益1,089百万円、経常利益1,142百万円、親会社株主に帰属する当期純利益758百万円となりました。

事業部門別の事業の概況は、以下のとおりです。

1 国内事業

2022年3月期は、引き続き高付加価値商品の売上拡大、「With コロナ」時代のニーズに応える新機軸商品の展開、新設した九州阿蘇工場を活用した物流費削減及び価格改定などによる既存商品群の収益性改善の3つのテーマを戦略の軸に据え事業展開を進めました。

当連結会計年度においては、新型コロナウイルスの影響による巣ごもり需要が断続的に発生するなど外部環境からの影響を受けた一方で、北海道で発生した干ばつの影響で北海道産馬鈴薯の収穫量が大幅に減少したため、2021年11月頃より数ヶ月の間、主力ポテトチップス商品の販促をやむを得ず中止・辞退せざるを得ない状況に見舞われました。しかし、そのような状況でありながらも、高付加価値商品やポテトチップス以外の商品を中心に拡販し、売上拡大と利益確保に努めました。

一方、世界的な物価上昇の影響を受け、当社が調達しているパーム油やコーンなどの原料、資材の価格が期首の想定を上回って高騰し、大きな利益圧迫要因となりました。このような状況を受け、将来に向けた利益確保を図るため、主力ポテトチップス商品を中心に2022年2月より価格改定を実施しました。

商品戦略においては、湖池屋ポテトチップス60周年記念商品である「KOIKEYA Theのり塩」と「KOIKEYA The麴塩」を2021年10月に全国発売しました。また、2022年2月で発売5周年を迎えた「湖池屋プライドポテト」のリニューアルを実施、2022年3月には発売から35年となる「スコーン」の大幅リニューアルを実施するなど、収益性の高い商品を中心に広告投資を含めた拡販活動を行いました。

以上のとおり、厳しい経営環境でありながらも売上・利益を確保すべく各種施策に取り組んだ結果、国内の売上高は26,066百万円となり、セグメント利益は1,014百万円となりました。

2 海外事業

台湾では、新型コロナウイルスの影響による需要増加もあり売上が好調に推移した一方、試食販売などの販促企画が中止となるなど、販促費が抑制されました。これに加え、ポテトチップス「じゃがいも心地」などの高収益商品や、コーンを原料とした商品「黍一番^{きびいちばん}」、小麦を原料とした商品「横綱棒」などのポテトチップス以外の商品を戦略的に拡販した結果、馬鈴薯不足で苦戦した前年度に比べ大幅に利益が改善しました。

ベトナムでは、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、ベトナム全土で極めて厳しい行動規制がなされたため、製販両面で事業活動に強い制約を受けました。販売面では全土にわたる広範なロックダウンにより販売スタッフが活動できないケースが相次いだほか、製造面でも増産目的の設備導入の大幅遅延、サプライヤーの製造停止に

よる原料資材の不足、各種規制により出勤可能な工場従業員が大幅に減ったことなどによる大規模な商品欠品が発生し売上構築に苦戦いたしました。この結果、売上・利益とも期首の見込みを大きく下回ることになりましたが、他方、増産のための設備投資を実施したほか、商品供給を優先した現地小売チェーンにおいては売上が好調に推移し、また、各国への輸出が増加するなど明るい兆しが見えてきております。

タイにおいても、新型コロナウイルスの影響でスナック市場の状況悪化が継続しております。そのような状況にありつつも、店舗ラウンダーの導入が奏功して「カラムーチョ」の定番商品が売上を伸ばしたほか、「カラムーチョ STRONG」といった新製品も売上に貢献し、計画通りの利益を確保しました。また、現地飲料メーカーである OSOTSPA社と新たに提携し、従来販路の限られていた地方のスーパーや個人商店への展開を本格化させました。

以上により、海外の売上高は4,329百万円となり、セグメント利益は93百万円となりました。

(3) 対処すべき課題

国内食品市場の成熟化、顧客嗜好の多様化に加え、新型コロナウイルス感染流行の長期化に伴う消費行動の大きな変化の中で、高付加価値商品の創出と海外での拡販に努めます。また、世界的な物価上昇に対して適正な利益の確保をするため、各種コスト削減の取り組みのほか、必要に応じた商品規格や価格、取引条件の改定に機動的に取り組めます。

一方で、世界的な異常気象の増加により、国内はもとより世界各地で馬鈴薯の収穫が安定しない状況が続いています。商品の安定供給の観点で、当社主力商品であるポテトチップスの主原料である馬鈴薯調達体制を強化するとともに、ポテトチップス以外の製品での売上と利益の拡大を目指します。

加えて、企業活動の公共性が問われる社会情勢にも鑑み、SDGsの取り組みなどを積極的に展開し、責任ある企業として消費者はもとより社会全体から信頼される企業になるべく努めて参ります。

上記方針のもと、国内事業と海外事業において以下に記載のとおり課題に取り組めます。

1 国内事業

スナック菓子市場の活性化及び差別化された商品の市場拡大を目的として、「湖池屋プライドポテト」、「じゃがいも心地」、「KOIKEYA STRONG」、「KOIKEYA Theシリーズ」を中心とした高付加価値商品の拡販に引き続き取り組みます。

また、新型コロナウイルス感染流行の長期化に伴う消費者心理の変化や、食に対する顧客の嗜好多様化に応えるべく、「ハッシュドポテト」、「愛をコメテ」などに続く新機軸商品を、特にポテトチップス以外の領域で開発して参ります。また、世界的なコモディティ価格高騰に対応すべく、戦略的な販売活動、商品設計やSCM体制の効率化によりコスト削減を徹底し、さらには価格を含めて取引条件の見直しに取り組めます。

2 海外事業

海外事業においては、「カラムーチョ」や「じゃがいも心地」などのブランドをグローバルブランドとして育成するとともに、各国間で連携を強化しながら、海外事業全体としての売上拡大と利益改善を目指します。

台湾では、流通構造の変化に伴う流通からの販促要求の高まりに対し、高付加価値商品の提供や流通業態別の商品政策により適正な利益確保を目指します。ポテト商品としては収益性の高い「じゃがいも心地」の継続拡販に加え、「きびいちばん黍一番」や「横綱棒」といったコーン・小麦を原料とした商品の拡販を継続し、利益確保に努めます。

ベトナムでは、新型コロナウイルスの影響により事業活動に大きな制約を強いられてきましたが、着実な生産体制の拡充を行い生産効率を改善するとともに、各種コスト削減を継続し早期の収益化を目指します。また、国内におけるローカルの小売チェーンを中心とした売上拡大のほか、各国への輸出などにより湖池屋グローバルでの戦略的生産拠点として湖池屋全社の事業拡大をはかります。

タイでは、新型コロナウイルス感染拡大の影響でスナック市場全体が弱含んでおり、商談活動にも支障をきたしておりますが、既存品の市場での高評価を背景に取扱商品数や販売エリアを拡大していきます。

(4) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は1,134百万円であります。

このうち主なものは、九州阿蘇工場の建設に関する投資であります。

これらの設備投資に係る所要資金は、自己資金及び金融機関からの借入金より充当しました。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

日清食品ホールディングス株式会社は、当社の株式を2,406,085株（出資比率45.10%）保有しております。当社は同社と業務・資本提携による協働関係にあり、原材料の仕入の取引を実施しております。

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
Koikaya Vietnam Co.,Ltd.	16百万米ドル	100.0%	スナック菓子の製造販売及び輸出事業
KOIKEYA (THAILAND) CO.,LTD.	36百万タイバーツ	99.9%	スナック菓子の販売事業
台湾湖池屋股份有限公司	8百万台湾ドル	51.0%	スナック菓子の販売及び輸出事業

(注) 上記子会社の事業は、いずれも海外事業に属します。

(6) 主要な拠点 (2022年3月31日現在)

本 社	東京都板橋区成増五丁目9番7号
製 造 事 業 所	関 東 工 場 (埼玉県加須市久下) 関 東 第 二 工 場 (埼玉県加須市花崎) 関 東 第 三 工 場 (埼玉県加須市下高柳) 京 都 工 場 (京都府南丹市園部町) 九 州 阿 蘇 工 場 (熊本県上益城郡益城町) タブレット製品については、生産委託契約により生産委託先で製品化しており、関連設備の一部は、当社が所有しております。
営 業 所	全国に7ヶ所あります。

(注) 上記拠点の事業は、いずれも国内事業に属します。

(7) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

事業部門の名称	従 業 員 数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
国 内 事 業	604 (583)	71 (△40)
海 外 事 業	305 (0)	12 (0)
合 計	909 (583)	83 (△40)

(注) 従業員数は就業人員であり、パートタイマー等の臨時雇用者は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数 (名)	前事業年度末比増減 (名)	平均年齢	平均勤続年数
604 (583)	71 (△40)	39.3歳	11.1年

(注) 従業員数は就業人員であり、パートタイマー等の臨時雇用者は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 8,000,000株
- ② 発行済株式の総数 5,335,000株 (自己株式904株を含む。)
- ③ 株主数 5,394名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	所有株式数	持株比率
日清食品ホールディングス株式会社	2,406,085株	45.10%
一般社団法人湖池の会	800,800	15.01
小池孝	372,735	6.98
有限会社ダブリュー・ビー・ファイン	160,000	2.99
小池涉	158,000	2.96
湖池屋従業員持株会	145,730	2.73
MSIP CLIENT SECURITIES	52,200	0.97
石田美奈子	43,050	0.80
岸田亮	43,050	0.80
岸田俊	43,050	0.80

(注) 持株比率は自己株式 (904株) を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	小池 孝	日清シスコ(株)非常勤取締役
代表取締役社長	佐藤 章	日清食品ホールディングス(株)常務執行役員
取締役	濱田 豊志	営業本部長
取締役	藤巻 修道	経営管理本部長 海外事業本部長 経営戦略部長
取締役	浅井 雅司	日清シスコ(株)代表取締役社長
取締役(監査等委員)	近藤 雄一	
取締役(監査等委員)	松尾 隆	
取締役(監査等委員)	上平 徹	上平会計事務所 フジ日本精糖(株)社外監査役

- (注) 1. 取締役(監査等委員) 松尾隆氏及び上平徹氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、社内情報の収集、内部統制所管部門との連携等の観点から、常勤の監査等委員を選定することは、監査等委員会の活動の実効性を確保するため有益と考え、近藤雄一氏及び松尾隆氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 取締役(監査等委員) 松尾隆氏は、長年にわたり金融業界で業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役(監査等委員) 上平徹氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役(監査等委員) 松尾隆氏及び上平徹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 日清食品ホールディングス株式会社及び日清シスコ株式会社は、当社の事業と同一の事業に属する菓子事業を行っております。

なお、当社は執行役員制度を導入しております。

2022年3月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
執行役員	柴田大祐	生産本部長、生産統括部長
執行役員	石井直二	Koikeya Vietnam Co.,Ltd. 会長兼社長
執行役員	小泉純	営業本部副本部長
執行役員	大島広昭	経理部長
執行役員	白井秀隆	マーケティング本部副本部長
執行役員	戸田和幸	SCM統括部長、購買部長

(2) 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当 及び重要な兼職の状況
豊留昭浩	2021年9月28日	任期満了	取締役 日清食品ホールディングス(株)執行役員 明星食品(株)代表取締役社長
安本憲典	2021年9月28日	任期満了	取締役(監査等委員)

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と浅井雅司氏、近藤雄一氏、松尾隆氏及び上平徹氏は、それぞれ会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は役員が職務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎え入れることができるよう、取締役、執行役員全員及び管理職従業員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しておりましたが、2022年1月1日付けの更新に際して、いわゆるラン・オフ特約（同日以降に不当な行為がなされた場合の損害賠償請求に対しては、保険金が支払われない旨の特約）の付された当該保険契約を締結いたしました。なお、同日以降の不当な行為に基づく損害賠償請求に関しては、当社は、同日付けで親会社である日清食品ホールディングス株式会社が締結する役員等賠償責任保険契約の記名子会社となり、当社の取締役、執行役員全員及び管理職従業員等は当該保険契約の被保険者に含まれております。上記いずれの保険契約においても、被保険者がその職務の遂行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補することとされています。但し、法令違反のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

(5) 取締役の報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	支給総額	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	業績連動報酬等 (賞与)
取締役 (監査等委員を除く)	4名	90百万円	73百万円	17百万円
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	4名 (3名)	15百万円 (8百万円)	15百万円 (8百万円)	- (-)
合計	8名	106百万円	89百万円	17百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 非金銭報酬等として支給している報酬等はありません。
3. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2015年9月29日開催の第39回定時株主総会決議において年額600百万円以内(但し、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は4名です。
4. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2015年9月29日開催の第39回定時株主総会決議において年額70百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は3名です。
5. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の支給人員及び支給額には、無報酬の取締役2名を含んでおりません。

②取締役の個人別報酬の決定方針に関する事項

当社は、取締役会において以下のとおり「取締役報酬決定方針」を定め、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するものとし、個々の取締役の報酬等の決定に際して各職責を踏まえたうえで適正な水準とする基本方針に基づき、具体的には、取締役の報酬等は、月例の定額報酬としての基本報酬及び業績連動報酬等（賞与）の構成により、支払うこととしております。

イ.基本報酬

月例の定額報酬とし、役位別、在任年数等を基礎として算定するもの。

ロ.業績連動報酬等（賞与）

事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した金銭報酬とし、各事業年度の連結売上高及び連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を毎年、事業年度末後の一定の時期に支給するもの。なお、目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直す。

ハ.基本報酬の額又は業績連動報酬等（賞与）の額の割合

事業内容、事業規模等の類似する会社の報酬水準を参考にしつつ、代表取締役についてはより業績連動報酬等（賞与）のウェイトの高い構成とする。報酬等の種類ごとの比率の目安は、代表取締役（基本報酬70～80%、業績連動報酬等（賞与）20～30%）、取締役（基本報酬75～85%、業績連動報酬等（賞与）15～25%）となる。

二.代表取締役会長への再一任

具体的な報酬額については、取締役会の委任を受けた代表取締役会長が、2015年9月29日開催の第39回定時株主総会にて承認された範囲内で、その具体的内容を決定する。

なお、当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容については、「取締役報酬決定方針」に則って算定されていることから、取締役会としては当該方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員である取締役に対する報酬額については、常勤及び非常勤の別、並びに在任年数等を勘案し、株主総会で承認を得た報酬限度額の範囲内で年額報酬の額を、監査等委員である取締役の協議により決定することとしております。

③業績連動報酬等（賞与）に関する事項

業績連動報酬等（賞与）にかかる業績指標は、連結売上高及び連結営業利益であり、当事業年度における業績指標の目標と実績は、連結売上高は目標28,500百万円に対して、実績30,395百万円であり、連結営業利益は目標1,250百万円に対して、実績1,089百万円であります。当該指標を選択した理由は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）が果たすべき事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるのに適切と考えたためであります。当社の業績連動報酬等（賞与）は、各事業年度の連結売上高及び連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて、各取締役の貢献度等も踏まえた総合考慮のうえで算定しております。

④取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、当社全体の業績及び当社を取り巻く環境等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには、代表取締役会長が適していると判断したため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定を代表取締役会長小池孝氏に一任しております。同氏は、2015年9月29日開催の第39回定時株主総会にて承認された範囲内で、「取締役報酬決定方針」に則って具体的な報酬額を算定しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）上平徹氏は、上平会計事務所を開業しております。当社は同事務所とは特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）上平徹氏は、フジ日本精糖株式会社の社外監査役であります。当社は同社とは特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務

松尾隆取締役 (監査等委員)	長年金融業界において培われた知識や経験を有しており、これらを当社の監査等委員である社外取締役として活かしていただくことを期待しておりますが、当該知見を活かして、2021年9月28日の就任以降に開催された7回の取締役会のすべてに出席し、公正な意見の表明を行い、また同日の就任以降に開催された6回の監査等委員会のすべてに出席し、適宜必要な発言を行っており、常勤の監査等委員として適切な役割を果たしております。
上平 徹取締役 (監査等委員)	公認会計士としての高度な専門知識を当社の監査等委員である社外取締役として活かしていただくことを期待しておりますが、当該知見を活かして、当事業年度に開催された11回の取締役会のうち9回の取締役会に出席し、公正な意見の表明を行い、また当事業年度に開催された10回の監査等委員会のうち9回の監査等委員会に出席し、適宜必要な発言を行っており、適切な役割を果たしております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び同条第3項の同意を行っております。

(3) 連結子会社の監査状況

当社の連結子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上重要な施策の一つとして位置付けております。

利益還元を行うに際しては、安定した配当等を継続するとともにグループの業績に応じた成果の配分を行うことを基本方針としております。

具体的には、一定の株主還元割合を考慮した安定的な配当等を行い当社株式の長期保有を促すとともに、各事業年度の企業活動の成果を、事業収益、キャッシュ・フローの状況等を勘案しながら適正に還元することとしております。

内部留保資金につきましては、将来における持続的な企業成長と経営環境の変化に対応するため、将来の新製品開発及び新事業の展開、そして財務体質の一層の強化に用いることとし、企業価値の向上及び株主価値の増大に努めてまいります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、業績が堅調に推移したことから、株主の皆様の日頃のご支援にお応えすべく、2022年5月13日付けの取締役会決議に基づき、1株当たり45円の期末配当を行うことといたしております。

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	12,857
現金及び預金	3,367
受取手形	11
売掛金	7,459
商品及び製品	947
仕掛品	11
原材料及び貯蔵品	569
その他	492
貸倒引当金	△1
固定資産	14,235
有形固定資産	12,217
建物及び構築物	4,624
機械装置及び運搬具	5,198
土地	2,170
その他	224
無形固定資産	342
投資その他の資産	1,675
投資有価証券	322
繰延税金資産	1,155
その他	196
資産合計	27,093

科目	金額
負債の部	
流動負債	9,082
買掛金	3,444
短期借入金	500
未払金	1,702
返金負債	2,147
未払法人税等	157
賞与引当金	313
その他	817
固定負債	3,783
長期借入金	1,170
リース債務	339
長期未払金	362
退職給付に係る負債	1,910
その他	0
負債合計	12,865
純資産の部	
株主資本	14,099
資本金	2,269
資本剰余金	2,153
利益剰余金	9,678
自己株式	△2
その他の包括利益累計額	△69
その他有価証券評価差額金	8
為替換算調整勘定	34
退職給付に係る調整累計額	△113
非支配株主持分	198
純資産合計	14,227
負債・純資産合計	27,093

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2021年7月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		30,395
売上原価		21,282
売上総利益		9,112
販売費及び一般管理費		8,022
営業利益		1,089
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	0	
持分法による投資利益	17	
投資有価証券売却益	1	
補助金収入	36	
その他	9	68
営業外費用		
支払利息	7	
支払手数料	7	
その他	1	15
経常利益		1,142
特別利益		
補助金収入	100	100
特別損失		
固定資産圧縮損	100	100
税金等調整前当期純利益		1,142
法人税、住民税及び事業税	388	
法人税等調整額	△81	307
当期純利益		835
非支配株主に帰属する当期純利益		76
親会社株主に帰属する当期純利益		758

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	11,183
現金及び預金	2,914
受取手形	11
売掛金	6,467
商品及び製品	873
仕掛品	11
原材料及び貯蔵品	462
前払費用	115
その他	328
貸倒引当金	△1
固定資産	14,357
有形固定資産	11,677
建物	3,812
構築物	543
機械及び装置	4,918
車両運搬具	17
工具、器具及び備品	147
土地	2,170
建設仮勘定	67
無形固定資産	226
商標権	1
ソフトウェア	203
その他	21
投資その他の資産	2,453
投資有価証券	250
関係会社株式	188
出資金	0
関係会社出資金	662
関係会社長期貸付金	44
長期前払費用	6
繰延税金資産	1,125
その他	174
資産合計	25,540

科目	金額
負債の部	
流動負債	8,076
買掛金	2,799
短期借入金	500
リース債務	45
未払金	1,504
未払費用	257
未払法人税等	106
返金負債	2,109
前受金	0
預り金	19
賞与引当金	309
その他	424
固定負債	3,527
長期借入金	1,170
リース債務	281
退職給付引当金	1,747
長期未払金	328
その他	0
負債合計	11,604
純資産の部	
株主資本	13,927
資本金	2,269
資本剰余金	6,832
資本準備金	563
その他資本剰余金	6,268
利益剰余金	4,828
利益準備金	3
その他利益剰余金	4,824
繰越利益剰余金	4,824
自己株式	△2
評価・換算差額等	9
その他有価証券評価差額金	9
純資産合計	13,936
負債・純資産合計	25,540

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書 (2021年7月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		26,119
売上原価		17,603
売上総利益		8,516
販売費及び一般管理費		7,503
営業利益		1,013
営業外収益		
補助金収入	36	
その他	16	53
営業外費用		
支払利息	4	
固定資産除却損	1	
その他	0	5
経常利益		1,060
特別利益		
補助金収入	100	100
特別損失		
固定資産圧縮損	100	
関係会社出資金評価損	1,210	1,310
税引前当期純損失		149
法人税、住民税及び事業税	337	
法人税等調整額	△92	245
当期純損失		395

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社 湖 池 屋
取締役会 御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 芝 田 雅 也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 原 田 達
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社湖池屋の2021年7月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社湖池屋及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社 湖 池 屋
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	芝 田 雅 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原 田 達

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社湖池屋の2021年7月1日から2022年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、2021年7月1日から2022年3月31日までの第46期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室その他の内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.監査の結果

(1) 事業報告等の監査の結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

株式会社湖池屋 監査等委員会

常勤監査等委員	近 藤 雄 一	Ⓔ
常勤監査等委員	松 尾 隆	Ⓔ
監査等委員	上 平 徹	Ⓔ

(注) 監査等委員松尾隆及び監査等委員上平徹は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上



スコーン

おいしい



K O I K E Y A

カリッと
サクッと
おいしい

スコーン

スコーン

カリッと
サクッと
新食感



株式会社湖池屋株主総会会場ご案内図

日時

2022年6月21日(火曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)

場所



東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン4階
「桜」

電話 (03) 3980-1111

交通

「池袋駅」

- J R ● 山手線 ● 埼京線
- 東京メトロ ● 丸ノ内線 ● 有楽町線 ● 副都心線
- 西武池袋線 東武東上線

■ 池袋駅から会場までのご案内



1 西口

徒歩約3分



東武百貨店の前(地下1階、中央通路)の階段またはエスカレーターで1階へ。斜め左手にみずほ銀行を見てその先を左折。池袋西口公園を右手に見ながら直進。

お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

2 JR線メトロポリタン口

徒歩約1分



JR線改札(2階)を出て直進し、突き当たり右手の階段を降り直進または改札を出て右手に進み、エスカレーターまたは階段で1階へ。

3 南口

徒歩約2分



有楽町線の改札前(地下1階、南通路)のエスカレーターで1階へ。メトロポリタンプラザビルに沿って左へ直進。

4 副都心線2a出口

徒歩約3分



2a出口より地上に上がり、「池袋警察署」方面に向かい、「西池袋一丁目」交差点を左折し直進。

株式会社 湖池屋

東京都板橋区成増五丁目9番7号
03-3979-2115 (代表)



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

